附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第九十七号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（食事療養標準負担額の減額の対象者）	（食事療養標準負担額の減額の対象者）
第五十八条　法第八十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	**第五十八条**　法第八十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　（略）	一　（略）
二　令第四十三条第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者	二　令第四十三条第一項第二号ハ又は第三号ハの規定の適用を受ける者
三　令第四十三条第一項第二号ヘ又は第三号への規定の適用を受ける者	三　令第四十三条第一項第二号ニ又は第三号ニの規定の適用を受ける者
四・五　（略）	四・五　（略）
（生活療養標準負担額の減額の対象者）	（生活療養標準負担額の減額の対象者）
第六十二条の三　法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	**第六十二条の三**　法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　（略）	一　（略）
二　令第四十三条第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）	二　令第四十三条第一項第二号ハ又は第三号ハの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）
三　令第四十三条第一項第二号ヘ又は第三号への規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）	三　令第四十三条第一項第二号ニ又は第三号ニの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）
四～六　（略）	四～六　（略）
（特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定）	（特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定）
第九十八条の二　（略）	**第九十八条の二**　（略）
2　被保険者は、認定を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。	2　被保険者は、認定を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。
3　（略）	3　（略）
4　被保険者は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を保険者に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至ったことによる申出においては、第二項の規定を準用する。	4　被保険者は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を保険者に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至ったことによる申出においては、第二項の規定を準用する。
一　令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当していた者が、当該いずれかに該当しなくなったとき。	一　令第四十二条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当していた者が、当該いずれかに該当しなくなったとき。